

株式会社ソディック 定款

〔第 1 章〕 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社ソディックと称し、英文ではSodick Co.,Ltd. と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

1. 各種機械およびその関連機器、装置、部品、材料、消耗品、ソフトウェア等の開発、製造、販売および保守
2. 電気機器、制御装置、電動機（モーター）およびこれらの関連機器の開発、製造、販売および保守
3. セラミックスおよびその応用製品の開発、製造および販売
4. 金型および治工具ならびに成形加工品の開発、製造および販売
5. コンピュータソフトウェアの開発および販売
6. LEDを含む半導体関連製品の開発、製造、販売および保守
7. 自然エネルギー等による発電事業ならびに電気の供給および販売
8. 古物営業法による古物商
9. 機械およびその他各種動産のリース業
10. 金融業
11. 工業所有権の管理および販売
12. 不動産の賃貸および管理業
13. 企業の技術、販売、製造、企画等の業務提携およびその仲介ならびに営業譲渡、資産売買、資本参加、合併に関する斡旋およびその仲介

14. 製版、印刷および製本ならびに出版物の販売
15. 労働者派遣事業法による労働者派遣事業
16. 食料品の製造、輸出入および販売
17. 飲食店業
18. スポーツ施設、スポーツクラブおよびスポーツ教室の経営
19. スポーツ用品、スポーツ器具、健康器具および医薬部外品の販売
20. 機械器具設置工事業およびとび・土木工事業
21. 前各号に関するコンサルティング
22. 前各号に付帯する事業および関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を横浜市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

〔第 2 章〕 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第 7 条 ①当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り

渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

②買増しを請求することができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。

（单元未満株主の権利制限）

第 8 条 当会社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する单元未満株式の買増しを請求する権利

（株式取扱規程）

第 9 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する手続き等ならびに手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

（基準日）

第 10 条 ①当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項のほか、必要がある場合には取締役会の決議により、予め公告のうえ、基準日を定めることができる。

（株主名簿管理人）

第 11 条 ①当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。

〔第3章〕 株 主 総 会

（招 集）

第 12 条 ①定時株主総会は、毎年1月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会はある場合に招集する。

② 当社は、株主総会の場所を場所の定めのない株主総会とすることができる。

（招集権者および議長）

第 13 条 ①株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定める取締役が招集する。この者に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

②株主総会においては、取締役会が定める取締役が議長となる。この者に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第 14 条 ①当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決 議)

第 15 条 ①株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 ①株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

②前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第 17 条 ①株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

②株主総会の議事録は、その原本を株主総会の日から 10 年間本店に備え置く。

〔第 4 章〕 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 ①当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は

9名以内とする。

②当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

（取締役の選任）

第 20 条 ①当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

②当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数の決議によって選任する。

③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 21 条 ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

⑤前項の補欠の監査等委員である取締役が監査等委員で

ある取締役が就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集および議長）

第 22 条 ①取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日より 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役会の招集および議長は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会が定める取締役がこれにあたる。この者に事故ある場合は、あらかじめ取締役会規程に定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 23 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議）

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 25 条 当会社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（代表取締役および執行役員）

第 26 条 ①当会社は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から当会社を代表する取締役

を選定する。

②当会社は、法令上可能な範囲で、当社業務の執行を、取締役会の決議に基づき、執行役員に委任することができる。

（取締役会議事録）

第 27 条 ①取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

②取締役会の議事録は、本店に10年間備え置く。

（取締役会規程）

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、取締役会が定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 29 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 30 条 ①当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

②当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とす

る。

〔第5章〕 監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第 31 条 当会社は監査等委員会を置く。

（常勤監査等委員）

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集）

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会の決議）

第 34 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会議事録）

第 35 条 ①監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

②監査等委員会の議事録は、本店に10年間備え置く。

（監査等委員会規程）

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。

〔第6章〕 会計監査人

（会計監査人の設置）

第 37 条 当社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 39 条 ①会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

〔第7章〕 計 算

（事業年度）

第 41 条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 42 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 43 条 ① 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- ③ 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当
 をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第 44 条 ① 配当金は、当会社がその支払いを開始した日から満3
 年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払
 いの義務を免れるものとする。
- ② 未払いの配当金には利息を付さないものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第 1 条 当会社は、取締役会の決議によって第49回定時株主総会
 終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）
 の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定
 める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に
 定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除する
 ことができる。

株式会社ソディック定款

制 定	昭 和 51年 7 月 30日	改 訂	平 成 14年 6 月 27日
改 訂	昭 和 56年 3 月 23日	改 訂	平 成 15年 6 月 26日
改 訂	昭 和 57年 6 月 25日	改 訂	平 成 16年 6 月 29日
改 訂	昭 和 58年 2 月 14日	改 訂	平 成 17年 6 月 1 日
改 訂	昭 和 58年 6 月 27日	改 訂	平 成 17年 6 月 29日
改 訂	昭 和 59年 6 月 26日	改 訂	平 成 18年 5 月 1 日
改 訂	昭 和 60年 6 月 26日	改 訂	平 成 18年 6 月 29日
改 訂	昭 和 61年 6 月 27日	改 訂	平 成 21年 1 月 5 日
改 訂	平 成 元 年 6 月 29日	改 訂	平 成 21年 6 月 26日
改 訂	平 成 2 年 6 月 28日	改 訂	平 成 22年 1 月 6 日
改 訂	平 成 3 年 6 月 29日	改 訂	平 成 22年 6 月 29日
改 訂	平 成 6 年 6 月 29日	改 訂	平 成 26年 6 月 27日
改 訂	平 成 12年 6 月 29日	改 訂	平 成 27年 6 月 26日
改 訂	平 成 13年 10月 1 日	改 訂	平 成 29年 6 月 29日
		改 訂	令 和 4 年 3 月 30日
		改 訂	令 和 5 年 3 月 1 日
		改 訂	令 和 5 年 3 月 30日
		改 訂	令 和 6 年 3 月 28日
		改 訂	令 和 7 年 3 月 28日